

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、私道への上下水道管布設の要綱が見直されました

上下水道局では、今回の民法等の一部を改正する法律の公布を受けて、**水道の配水管布設に関する要綱**（熊本市水道条例第12条第2項に規定する配水管布設工事等に関する要綱）と**下水道の管布設に関する要綱**（熊本市上下水道局私道に対する公共下水道布設取扱要綱）の見直しを行いました。

見直しに至った経緯

所有者が分からない土地は、利用や管理が困難であるため、公共事業や災害復興などの妨げとなっておりました。

そのような中、所有者不明土地(※)の解消に向け、民事基本法制の見直しが行われ、新しい制度が令和5年4月1日より施行となりました。

→ **民法等の一部を改正する法律**，相続土地国庫帰属法

※所有者不明土地とは・・・

①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地 ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

見直しでどうなる？

これまでは・・・

所有者が分からない土地は、土地使用承諾書が得られず、上下水道管布設の申請が滞り、そのままの状態に・・・

要綱見直し後

共有者全員の同意を原則としますが、**私道内に所有者不明土地がある場合等は、改正された民法等の解釈に基づき対応**することで、これまで滞っていた案件が解決できる可能性があります。

※詳細については、下記問い合わせ先までお問合せください

問い合わせ先

【住所】〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2-45

熊本市上下水道局 計画整備部 計画調整課

【上水道に関する内容】 水道計画班 （電話） 096-381-3021

【下水道に関する内容】 事業調整班 （電話） 096-381-3024

